

# 8月1日より事業所等のし尿及び浄化槽汚泥が有料になります。!!

宜野座村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

平成26年3月19日  
条例第10号

宜野座村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成23年条例第17号）の一部を次のように改正する。

種 別	区 分	手 数 料
一般廃棄物のうち、処分する粗大ごみ（特定家庭機器再商品化法（平成10年法律第97号）による特定家庭用機器を除く。）	処理券（1枚につき）	300円
犬・猫等死がいの処理	処理券（1体につき）	1,000円
事業所等のし尿及び浄化槽汚泥（村長が指示する場所に搬入するもの）	搬入量（1キロリットルにつき）	12,000円

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

これまで、事業所等のし尿及び浄化槽汚泥は、汲み取り業者への汲み取り料だけ徴収されてきましたが、条例改正により村内へのクリーンセンターへ搬入されるし尿・汚泥が8月1日より有料になります。事業所等については水道の節水に努め、減量に対するご理解をお願いいたします。

## し尿処理費徴収対象

- ① 浄化槽が設置されている一般事業所
- ② 浄化槽が設置されているアパート、マンション、外人住宅
- ③ 浄化槽が設置されている一般家庭、別荘等
- ④ 住民登録のない外国人住居
- ⑤ 現場事務所
- ⑥ 工事現場の仮設トイレ
- ⑦ 各区公園等のトイレ

## し尿処理費徴収対象外

- ① 公共施設（施設によっては徴収対象もある）